

名家連ニュース

令和3年3月14日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.791号

❖ 日本福祉大学青木聖久教授から寄せられた情報を紹介します ❖

【青木先生より】 共同通信の市川記者より、以下の記事を書かれたことをお聞きしました。ぜひ、よければ、皆さんの周囲の方へ、ご遠慮なく拡散ください。まずは、「知る」ことが大切だと思っております。よろしくお願いいたします。

患者拘束 3割は1週間以上 精神科病院、人権侵害の恐れ

精神科のある病院で入院患者に対する身体拘束のうち、約3割のケースは医師の拘束指示の期間が1週間以上だったことが2月22日、厚生労働省が発表した初の調査結果で分かった。1カ月以上も1割強あり、最大日数は15年を超える5663日だった。

精神科病院での身体拘束を巡っては「安易に実施されており、人権侵害に当たる」との指摘があり、エコミークラス症候群などで患者が死亡する例も出ている。長期間にわたり漫然と行われている恐れがデータからも浮かび上がった。

精神保健福祉法では「自殺や自傷の恐れが切迫している」「代替の手段がなくやむを得ない」といった条件を満たした場合、精神保健指定医の指示で患者の手足をベッドにくくりつけるなどの拘束が認められている。

調査は厚労省の研究班が2019年11月～20年3月に全国の1625病院を対象に実施。回答したうち188病院について、19年6月時点の状況を分析した。

拘束指示の期間では「2日以上1週間未満」が最も多く61.2%を占めた。「1カ月以上」も11.5%あり「1週間以上」が計32.2%だった。患者の年齢別では65歳以上が63.0%を占め、認知症患者も多く含まれるとみられる。

別の調査では、19年6月時点で拘束を受けている患者は全国に1万875人。調査結果を当てはめると、約3500人が1週間以上の拘束を指示されていたことになる。

厚労省の担当者は「拘束は必要最低限の範囲で行われているものと考えている」としている。

国と医療界は減少へ努力を

精神科病院の身体拘束の実態に詳しい長谷川利夫(はせがわ・としお)・杏林大教授の話 今回の調査は回収率が低く、ほとんどの病院が回答していない。実際には長期間の拘束指示がもっと行われている可能性がある。海外では数時間程度にとどめるのが主流で、日本の状況は異常だ。中断を挟んで続けているケースもあるが、要件を満たさなくなったら解除するのが本来の姿。背景には、精神科の人員配置が一般病床に比べて少ないという問題もある。身体拘束を減らすため、国と医療界双方に真剣な取り組みが求められる。

※厚生労働省の調査結果が下記リンクにグラフ入りで掲載されていますので閲覧して下さい。

<https://this.kiji.is/736566430940807168?c=39546741839462401>

